

火葬場霊柩車運賃補助金説明資料

1 事業概要

火葬場霊柩車運賃補助金は、「佐渡市霊柩車運賃補助金交付要綱」に基づき霊柩車運送に係る市民負担の軽減を図るため、喪主に対して予算の範囲内において交付している補助金です。

2 対象

対象は、市内の青山斎場、相川斎場、永安館を使用し、霊柩運送に係る費用が21,000円以上である喪主の方になります。ただし、当該喪主が市外に住所を有し、かつ、死亡者が市外に住所を有していた場合は除きます。

3 事業の目標

当該補助金は、当該補助対象者の居住地区、市内民間会社の霊柩車運賃によって、増減するものであり、目標（成果）を数値化することは難しいものとなっています。

4 補助金の交付決定数と交付額

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付決定数 (件)	年度	802	888	
	8月末比較	296	291	310
交付額 (千円)	年度	13,174	12,955	
	8月末比較	4,678	3,905	4,284

令和5年度は8月末現在

8月末時点での補助金交付決定数は前年から19件、交付額は379千円の増となっています。

《参考》

※火葬件数は、令和3年度 1,140件 令和4年度 1,254件

8月末の火葬件数比較は、令和3年度が476件、令和4年度が482件、令和5年度が470件

5 現在の交付制度

霊柩車運賃が21,000円以上となる場合、霊柩車運賃の10分の3の額（1,000円未満切捨て）を補助しています。また、以下の場合、補助率によらず、霊柩車運賃から一定の金額を差し引いて、補助金額を決定しています。

- ① 霊柩車運賃が、21,000円以上28,000円未満の場合は、霊柩車運賃から20,000円を差し引いた額（1,000円未満切捨て）を補助する。
- ② 霊柩車運賃が、39,000円以上の場合、霊柩車運賃から27,000円を差し引いた額（1,000円未満切捨て）を補助する。

※1 霊柩車運賃27,000円の場合、10分の3となる計算上の補助額は、8,000円ですが、 $27,000円 - 8,000円$ で喪主負担額が、20,000円未満となるため、①の計算に切り替えて、 $27,000円 - 20,000円 = 7,000円$ が補助金額となります。

※2 霊柩車運賃39,000円の場合、10分の3となる計算上の補助額は、11,000円ですが、 $39,000円 - 11,000円$ で喪主負担額が、28,000円以上となるため、②の計算に切り替え、 $39,000円 - 27,000円 = 12,000円$ が補助金額となります。

※ 平成30年度から現行制度となり、遠隔地への配慮がなされ、霊柩輸送による不均衡を是正されたものになっています。 ※別紙を参照ください。

6 霊柩車運賃補助金交付制度の県内状況

県内19市に確認しましたが霊柩車利用に対する補助制度はないという現状です。

7 霊柩車運行料金

霊柩運送事業は、「貨物自動車運送事業法」に基づく一般貨物自動車運送事業として国土交通大臣からの許可を必要とするライセンス事業です。

霊柩車運行料金は、国土交通大臣に届出を行い、その内容が適正であると認められた額が適用されます。

佐渡市の霊柩運送業者の霊柩車運行料金

	施行	改定予定
1 (株)青山香斎	令和元年10月1日	改定の予定なし
2 (株)コープ佐渡 葬祭センター	令和元年10月1日	改定の予定なし
3 天国社	令和3年1月1日	改定の予定あり (3人乗りの往復路)
4 (有)高椿	令和元年10月1日	改定の予定なし
5 霊柩公社	令和元年10月1日	改定の予定なし

8 将来推計人口から推測する霊柩車運賃補助金について

出典：【国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)】

年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
後期老人人口	12,972	13,093	12,605	11,905	10,893	9,684

5年ごとの後期高齢者(75歳以上)人口の推測を参考にさせていただくと、令和7年をピークに減少に転じることとなります。霊柩車運賃補助金についても減少となることが推測できます。

9 課題

- ・ 火葬の際、霊柩車での遺体の搬送は必要です。
- ・ 火葬場から距離が遠い喪主にとっては、霊柩車運賃補助金がなくなれば、往復10万円近くの霊柩車運賃を負担することとなります。
- ・ 霊柩車運賃補助により、不公平感を軽減しています。
- ・ 現状では、県内で佐渡市のみ霊柩車運賃補助を行っています。

(例1) 霊柩車運賃が23,200円の場合

霊柩車運賃の10分の3の額を補助する。

	霊柩車運賃				
・補助金額(仮)	23,200円	×	3/10	=	6,000円
(1,000円未満切捨て)					

	霊柩車運賃		補助金額(仮)		
・喪主負担額(仮)	23,200円	-	6,000円	=	17,200円

ただし、喪主負担額が 20,000円未満となるので、次のとおり補助を行う。

	霊柩車運賃				
・補助金額	23,200円	-	20,000円	=	3,000円
(1,000円未満切捨て)					

	霊柩車運賃		補助金額		
・喪主負担額	23,200円	-	3,000円	=	20,200円

(例2) 霊柩車運賃が41,100円の場合

霊柩車運賃の10分の3の額を補助する。

	霊柩車運賃				
・補助金額(仮)	41,100円	×	3/10	=	12,000円
(1,000円未満切捨て)					

	霊柩車運賃		補助金額(仮)		
・喪主負担額(仮)	41,100円	-	12,000円	=	29,100円

ただし、喪主負担額が 28,000円以上となるので、次のとおり補助を行う。

	霊柩車運賃				
・補助金額	41,100円	-	27,000円	=	14,000円
(1,000円未満切捨て)					

	霊柩車運賃		補助金額		
・喪主負担額	41,100円	-	14,000円	=	27,100円

令和5年度「市役所の仕事」花まる通信簿(令和4年度実績)

担当課	生活環境課
-----	-------

Plan	事務事業の概要		会計区分	一般会計	事業通番	7500		
細事業名(事務事業名)	火葬場霊柩車運賃補助金				開始年度	平成30年	終了年度	未設定
種類	ソフト事業(任意)	根拠法令			例規等	佐渡市火葬場霊柩車運賃補助金交付要綱		
将来ビジョン体系								
地方創生体系								
事業概要	霊柩運送に係る市民負担の軽減を図るため、喪主に対して予算の範囲内において補助金を交付する							
対象	青山斎場、相川斎場、永安館を使用し、霊柩運送に係る費用が21,000円以上である喪主							
意図(対象をどのようにしたいか)	青山斎場、相川斎場、永安館を使用し、霊柩運送に係る費用が21,000円以上である喪主(ただし、当該喪主が市外に住所を有し、かつ、死亡者が市外に住所を有していた場合を除く。)							

Do	将来ビジョン 持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略指標 まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標別の数値目標及び重要業績評価指数(KPI)			
	項目名	戦略指標	R1年度現在	R2年度目標
	火葬場霊柩車運賃補助金		0	
			0	
			0	

事務事業の目標(成果)指標

目標(成果)指標名		単位	R3年度実績値	R4年度(評価年度)		R5年度目標値
算式	指標の算式			目標値	実績値	
	数値化不可	件	802		888	
算式						
算式						
算式						

事務事業を構成する細事業の事業費・成果指標

枝番	細事業名		R3年度決算額	R4年度当初予算額	R4年度予算現額	R4年度決算額	R5年度当初予算額	R6年度以降の予算の方向性	
	指標	目標(成果)指標名	実績値		目標値	実績値	目標値	事業の方向性	
1		火葬場霊柩車運賃補助金	13,174	13,600	13,600	12,955	13,440	予算	維持
	指標						39	事業	維持
2								予算	
	指標							事業	
3								予算	
	指標							事業	
4								予算	
	指標							事業	
5								予算	
	指標							事業	
事業費の合計(千円)			13,174	13,600	13,600	12,955	13,440		
財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他								
	一般財源		13,174	13,600	13,600	12,955	13,440		

Check

事務事業を構成する細事業の評価

A：適正である B：検討の余地あり C：見直しすべき

枝番	細事業名	妥当性	有効性	効率性	課題と対策
1	火葬場霊柩車運賃補助金	B	A	A	死亡者数及び補助金申請数の増加に伴い、補助金の支出額が増加する傾向にある
		2 2 1	2 2	4	
2					
3					
4					
5					

Action

今後の事務事業の方向性

評価 (担当 課長)	事業の方向性	
	予算の方向性	
事業の方向性 (事業全体の課題や改善方策など)		
R6年度予算要求見込額と その増減理由(R4年度比)		